

白岡ニュータウン緑化規約

(目 的)

第1条 この規約は白岡ニュータウン自治会規則（以下「規則」という）の規定に基づき、白岡ニュータウン内の戸建て住宅地（以下「住宅地」という）の樹木・植栽を維持・保全するとともに、将来にわたる緑化の増進に努め、緑豊かな潤いのある快適な環境の街とすることを目的とする、戸建て住宅地居住者相互間の規約である。

(名 称)

第2条 この規約は「白岡ニュータウン緑化規約」（以下「規約」という）という。

(規約の対象区域)

第3条 この規約の対象となる土地の区域は、住宅地のうち別添図面1に表示する範囲内とする。

(緑化に関する事項)

第4条 第1条の目的を達成するため、住宅地の緑化に関する基準を次のとおり定める。

- (1)敷地の緑化については、敷地面積の20%（以下「緑化面積」という）以上を目標として、これに努めるものとする。
- (2)植栽する樹木等の量については、緑化面積10㎡について高木1本以上、灌木等5株以上を植栽するよう努めるものとする。（高木とは成木時に樹高3.5m以上となる樹木。但し、植栽時に1.8m以上のものは高木とみなす。灌木等とはそれ以外のものをいう）
- (3)敷地の境界に設ける柵は、風致・美観・安全性を損なわぬよう、次により設置するものとする。
 - イ. 道路（但し、緑道、**リフレ通り**については別途定める）に接する部分については二段植栽（別添図面2参照）による生垣とし、門柱・門扉・門塀（その中は片袖の場合は3m以下、両袖の場合は合計を5m以下とする。）・車庫を除いて、塀等の構築物は設置しないこと。但し、開放的フェンス（その開放率は60%以上。以下同じ）等を併用することはこの限りではない。また、二段植栽の上段部の生垣は刈り揃えた高さ1.2mを基準とし、下段部の中は50cm、その植栽は上段より低くなくてはならない。
 - ロ. 緑道に接する境界は、二段植栽の適用外とし、隣接民地との境界に準じる。
 - ハ. **リフレ通り**に接する境界は、二段植栽の代替とした高木等の混植栽を維持し、開放的フェンスとの併用も可とする。
 - ニ. 敷地の隣接民地との境界は、開放的フェンス又は生垣とし、併用も可とする。なお、塀等の構築物は設置しない。
 - ホ. 公園・緑地・水路敷に接する境界の柵は、民地との境界に準じる。
 - ヘ. 前各号によるフェンス等を設置する場合、その構造は宅地地盤面からの高さ60cm以下の基礎部分の上に開放的なフェンス等を施したもので、その開放率は60%以上、高さは宅地地盤面から1.2m以下としなければならない。
 - ト. 前各号に拘らず、ゴミ置場に隣接する敷地の境界については、生垣・柵の構造等は制限しない。
 - チ. 前号ニについては、プライバシーを守るための必要最小限の部分的目隠しで隣接民地の同意を書

面（別添様式1）で得たものはこの限りではない。

(4)植栽する樹木等の種類は、住宅地の環境維持に適するものとし、次に掲げる樹種を参考に選ぶものとする。

- | | |
|--------------|---|
| イ. 生垣に適した樹木 | サザンカ・キンモクセイ・マサキ・サワラ・ウバメガシ・サンゴジュ・ネズミモチ・ピラカンサ・イヌツゲ等 |
| ロ. 花や葉を楽しむ樹木 | ハナミズキ・バラ類・シヤクナゲ類・サルスベリ・ヤマブキ・レンギョウ・フヨウ・コブシ・ツバキ・エニシダ等 |
| ハ. 実のなる樹木 | カキ・モモ・スモモ・イチジク・ナツメ・アンズ・ザクロ・ナシ・クリ・ウメ・サクランボ・キウイ・グミ・スグリ等 |
| ニ. 鳥の集まる樹木 | アオキ・ウメモドキ・クチナシ・コブシ・ナナカマド・ヤマボウシ・モッコク・マユミ・クロガネモチ・トベラ・ヤツデ等 |
| ホ. 景観を良くする樹木 | マツ類・シイ・カシ類・ヒバ類・マテバシイ・シュロ類・ヤマモモ・カエデ類・ツゲ・カナメモチ・イヌマキ等 |

(5)植栽する樹種の選定にあたっては、住宅地を含む白岡町が梨の特産地である事情を考慮し、梨の生産に影響を及ぼす樹種（特に「イブキ類」）の植栽はしないものとする。

（植栽樹木の保護及び管理）

- 第5条 戸建て住宅地に居住する者（以下「居住者」という。戸建て住宅を所有するが居住しない者を含む）は、緑の環境を保全するために植栽した樹木を良好に保全するよう努めなければならない。
2. 植栽した樹木の病虫駆除・施肥・剪定等の保護及び育成にかかる管理は、その敷地の居住者が自己の責任と負担で行うものとする。
 3. 植栽した樹木が、増築その他工作物の設置等の支障となる場合は、原則として移植するものとし、枯死した場合は補植しなければならない。

（適用除外）

- 第6条 この規約は、住宅地の**一戸建住居専用住宅**以外の敷地には適用しない。
2. 前項による適用除外区域は、第3条による別添図面1表示の区域とする。

（規約の運用）

- 第7条 この規約の運用は、「規則」第4条8の規定に基づいて、白岡ニュータウン自治会長が行う。
2. 新築・改築・増築・生垣改修時の際は「緑化規約適合確認書」（別添様式2）を提出し、自治会長の承認を得るものとする。

（違反者の措置）

- 第8条 この規約に違反する居住者があった場合、白岡ニュータウン自治会長は、当該居住者に対し第1条の目的に沿った原状回復又は工事の変更を請求することができる。
2. 前項の請求があった場合、当該居住者はこれに従わなければならない。これに従わない居住者があった場合、自治会長は自治会の費用立替によりその居住者にかかわって原状回復又は工事の変更を行い、

それに要した費用は当該居住者に請求することができる。

3. 前項により、自治会長より費用の請求があった場合、当該居住者は直ちにその費用を支払う事は勿論、自治会長の当該行為に対し一切異議の申し立てはできないものとする。

(規約の改廃)

第9条 この規約の内容を変更する場合は、「規則」第15条第1項の規定を準用し、議決権を有する者の2分の1以上の合意によるものとする。

2. 前項の場合、「蓮田都市計画白岡町白岡ニュータウン地区地区計画」の内容に反する変更はできないものとする。

3. この規約を廃止する場合は、「規則」第15条第2項の規定を準用し、議決権を有する者の2分の1以上の書面による合意によるものとする。

(規約外事項)

第10条 この規約に定めのない事項については、白岡ニュータウン自治会の役員会において決定し、規約に準じて運用する。

(附則)

1. 本規約は、昭和62年2月より暫定的運用を行い、平成元年4月23日の第1回通常総会において、一部改正の承認を得て同日より施行する。
2. 平成22年4月29日の第22回白岡ニュータウン自治会総会において一部改正する。